

## 施策·事業

施策・事業は、基本目標を実現するための具体的な取り組みです。

4つの基本目標ごとに、市が取り組む施策·事業を体系化するとともに、本計画の期間中に特に 重点的に取り組む内容については、「重点取組事項」として数値目標を設定しています。

基本目標1 性別によって役割が決まることのない、みんながいきいきと共生できるまち

基本目標2 みんなの人権が尊重され、健康で心豊かに生きることができるまち

基本目標3 みんなが個性と能力を発揮する多様性に富んだ活力あるまち(秋田市女性活躍推進計画)

基本目標4 誰もが自分らしく暮らすことができ、みんなで支えあうまち

#### 【施策·事業体系図】

#### 基本目標 1 性別によって役割が決まることのない、みんながいきいきと共生できるまち

- 1 男女共生についての理解の推進
- (1) 固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み) の解消に向けた啓発
- ① 家族・家庭、結婚、子育てについての意識の醸成
- ②家族・地域の絆づくりの推進
- ③ 企業における意識の醸成
- (2) SDGsを踏まえたジェンダー平 等社会の構築
- ① 男女共生を推進する法律・制度の遵守の徹底
- ② 男女共生を阻害する社会通念・ 慣行の見直しの呼びかけ

- 2 学習機会と情報の提供
- (1) 学校教育における男女共生についての学習の推進
- ① 男女平等教育・健康教育・性 教育・福祉教育などの「心の 教育」の充実
- ② 教職員研修の充実
- ③ 進路指導、生徒指導の充実
- ④ メディア・リテラシーの向上支援
- (2) 社会教育における男女共生についての学習の推進
- ① 生涯を通じた学習の推進
- ② 学びの支援体制と情報提供・ 相談体制の充実
- ③ 有害環境の浄化活動の推進

#### 基本目標2 みんなの人権が尊重され、健康で心豊かに生きることができるまち

- 1 人権の尊重、生命や家族を大切にする意識の醸成
- (1) 人権教育の推進
- ① 学校教育における人権教育の充 実
- ② 社会教育における学びの機会 の充実
- ③ 人権の大切さを学ぶ機会の充実
- (2) 性的指向・性自認への理解の 推進
- ① 多様性に対する理解の推進
- ② 学校教育における理解の推進
- (3) 相談機能の充実と関係機関との連携強化
- ① 複合的な問題に対応できる相 談しやすい体制の確保
- (4) 生活上の困難を抱える世帯への支援
- ① 生活上の困難を抱える世帯へ の支援

- 2 心身の健康や性への配慮
- (1) 生涯を通じた健康づくりの推進
- ① 健康教育や相談、健康診査等 の充実
- ② 生涯スポーツの推進による体力 づくり
- ③ 食育の推進
- ④ こころの健康づくり
- (2) 女性の健康維持と増進
- ① 女性の健康についての理解と啓発
- ② 母性保護と母子保健の充実
- (3) 虐待や暴力の根絶
- ① あらゆるハラスメントや暴力の 防止対策と被害者保護の充実
- ② 児童虐待の防止対策および被 害者保護の充実

#### 基本目標3 みんなが個性と能力を発揮する多様性に富んだ活力あるまち(秋田市女性活躍推進計画)

- 1 あらゆる分野における女性の 活躍推進
- (1) 政策・方針決定の場への女性 の参画推進
- ① 女性の人材の育成
- ② 多様な選択を可能にする学びの機会の充実
- ③ 企業・各種団体などにおける女 性の参画推進
- ④ 女性管理職の登用拡大
- ⑤ 女性の公職参画の拡大

- 2 ワーク・ライフ・バランスの実現のための職場環境の向上
- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の改善
- ① 女性活躍推進の視点に立った 法律・制度の普及徹底と利用 促進
- ② 働きやすい職場環境の整備
- ③ 女性家族従事者の環境向上の 促進
- (2) 多様で柔軟な働き方を可能に する労働環境の整備
- ① パートタイム労働法をはじめとする法律・制度の普及徹底と利用促進
- ② 就業援助・資格取得などへの 支援
- ③ 求人情報の提供と専門機関と の連携
- ④ 起業家への支援
- (3) 仕事と子育て・介護などの両立
- ① 育児・介護休業法をはじめとす る法律・制度の普及徹底と利 用促進
- ② ワーク・ライフ・バランスの推進

- 3 誰もが安心して働くことができる生活環境の整備
- (1) 生活上の困難を抱える世帯への支援(再掲)
- ① 生活上の困難を抱える世帯へ の支援

#### 基本目標4 誰もが自分らしく暮らすことができ、みんなで支えあうまち

- 1 自律と支えあいによる人生の質 の向上
- (1) 地域福祉の充実
- ① 地域福祉の推進
- ② エイジフレンドリーシティの推進

- (2) 社会福祉の充実
- ① 児童福祉の充実
- ② 障がい者福祉の充実
- ③ 高齢者福祉の充実
- (3) 安全・安心・快適な毎日の実現
- ① 消防・救急体制の充実
- ② 危機管理体制の確立
- ③ 健全な消費の確保

- 2 市民協働によるまちづくり
- (1) 市民の主体的な活動の実現
- ① 地域づくり組織の支援
- ② 自治活動の支援
- ③ 市民活動の育成・支援
- (2) 国際理解と国際交流の推進
- ① 多文化の理解と共生の推進
- ② 男女共生の国際的水準の把握 と達成に向けた取り組みの推進



## 性別によって役割が決まることのない、 みんながいきいきと共生できるまち

### 🚺 男女共生についての理解の推進

私たちは、家族、学校、地域、職場などさまざまな社会単位に所属し、他者とつながりを持って生活しています。その中でも、家族・家庭は社会性を身につけていく最も身近なステージであり、男女共生の意識形成のベースとなります。

一つひとつの家族·家庭で醸成された男女共生意識が社会全体に広がっていくよう、男女共生 についての理解を推進します。

## (1)固定的性別役割分担意識(※1)やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)(※2) の解消に向けた啓発

家族·家庭内および職場などにおいて、性別による固定的な役割分担の見直しが進むよう、アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み) の解消をはかり、男女共生意識の醸成につとめます。また、市民一人ひとりが、互いを大切にし、支えあい、助けあいのもとで幸せな生活を送ることができるよう、家族・地域の絆づくりに取り組みます。

※1「固定的性別役割分担意識」とは、個人の能力とは関係なく、性別を理由にして役割を固定的に分ける考え方です。

※2「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)」とは、「無意識の偏見」等とも表現され、無意識の偏ったものの見方をいいます。

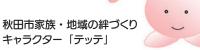
施策・事業	実施内容	担当課
①家族・家庭、結婚、子 育てについての意識の 醸成	家族・家庭、結婚、子育てにおける、これまでの性別役割に基づく慣習の見直しにつなげていけるよう、イベントや各種講座の開催、情報誌などを通じた啓発活動を継続して実施します。	生活総務課 市民サービスセンター 子ども未来センター
②家族・地域の絆づくりの推進	「家族の日」や「家族の週間」(※1)にあわせて 絆づくり事業を実施するなど、家族や地域の人々の ふれあいや絆づくりの意識の醸成を進めます。 また、地域づくり交付金(※2)などを活用した地 域の絆づくりを支援します。 ※1「家族の日」とは、11月第3日曜日、「家族の週間」とはその前後各1 週間。子どもを家族が育み、家族を地域社会が支えることの大切さ について理解を深めるため、平成19年(2007年)に内閣府が制定しました。 ※2「地域づくり交付金」とは、個性ある地域づくりおよび地域課題の解 決をめざした地域の団体、市民活動団体、学生団体などが自主的 に実施する事業に対し、市が財政面から支援する制度です。	生活総務課市民サービスセンター
③企業における意識の醸 成	これまでの性別役割に基づく慣行などの見直しが 進められるよう、企業を対象とした講座などを実施し ます。	生活総務課

#### (2) SDGs(※1) を踏まえたジェンダー平等(※2) 社会の構築

社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)による決めつけや偏見、性差別をなくし、性別による偏りのない社会システムの構築に取り組みます。

- ※1「SDGs」とは、Sustainable Development Goalsの略で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むために、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された2030年までの国際社会全体の持続可能な開発目標です。
- ※2「ジェンダー平等」とは、性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることで、SDGsのゴールの一つとして、ジェンダー平等の実現が挙げられています。

施策・事業	実施内容	担当課
①男女共生を推進する法律・制度の遵守の徹底	「男女共同参画社会基本法」や「女性活躍推進法」の周知をはじめ、「男女雇用機会均等法」(※1)や「育児・介護休業法」(※2)の改正など、各種法律や制度についての最新の情報を周知し、その遵守について、関係機関に働きかけます。  ※1「男女雇用機会均等法」とは、正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」です。この法律により、原則として募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇において、男女差をつけることが禁止されています。  ※2「育児・介護休業法」とは、正式名称は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」です。子どもの養育や家族の介護を容易にするため、育児・介護休業や短時間勤務制	生活総務課
②男女共生を阻害する社	度等に関して、事業主が講ずるべき措置が定められています。 家庭、学校、地域、職場における、これまでの性	
会通念・慣行の見直しの呼びかけ	別役割に基づく社会通念や慣行などの見直しが進められるよう、社会全体に幅広く呼びかけます。	生活総務課



手と手を繋いだり、握手や拍手をする手、おてて(てって)。 手をふれて、人のあたたかさを感じることで、絆を強め、 その輪が秋田市民の間に広がっていくよう願いが込めら れています。

## 2 学習機会と情報の提供

私たちは、目標に向かい成長し希望に満ちた生活を送ることを願い、生涯にわたり学び続けます。男女共生を推進するためには、あらゆる教育、学びの場で、男女共生についての理解と学習をしていくことが大切です。

また、メディアなどがもたらす情報は、私たちの意識形成に影響を及ぼすとともに、情報の中には人権への配慮に欠けるものや適切な表現とは言えないものも少なくありません。

あらゆる学習機会を通じ、男女共生についての理解を深める働きかけを行うとともに、メディアなどを通じ、男女共生意識が幅広く浸透するようつとめます。

#### (1) 学校教育における男女共生についての学習の推進

幼少期から男女共生の考え方が自然に身につくよう、学校教育において発達段階に応じた指導の充実につとめます。

施策・事業	実施内容	担当課
①男女平等教育・健康教育・性教育・性教育・福祉教育などの「心の教育」の充実	人間としてよりよく生きるために、学校教育において、「子どもの自立と共生」(※)を基本とする「心の教育」を推進し、思いやりのある心や正義感、倫理観、生命を尊重する意識などを育みます。また、児童生徒の心身の発達段階に応じ、学校運営全体を通じて、男女の平等や人権の尊重、相互の協力、理解についての指導の充実をはかります。  ※「子どもの自立と共生」とは、徳・知・体(豊かな人間性・確かな学力・健やかな体)をバランスよく身につけ、自らの力で、よりよく生きようとする資質を育てるとともに、さまざまな立場の人を理解し、互いに高めあいながら生きていこうとする心の醸成をはかることです。	学校教育課
②教職員研修の充実	生命尊重や人権尊重、男女共生などの意識を高めることができるよう、教職員等の研修の充実につとめます。	教育研究所
③進路指導、生徒指導の 充実	児童生徒が自らの生き方を考え、個性を活かし、可能性を伸ばすことができるような進路指導につとめます。 また、全職員の共通理解に立った生徒指導体制づくり、スクールカウンセラーなどによる心の悩み、いじめの相談への対応など、一人ひとりの個性を認めあい、互いに高めあえる生徒指導の充実をはかります。	学校教育課
<ul><li>④メディア・リテラシーの 向上支援</li></ul>	一人ひとりが、テレビやインターネットをはじめ、さまざまなメディアが日常生活に及ぼす影響を理解するとともに、その情報を適切に取捨選択し活用ができるよう、メディア・リテラシー(※)を向上させるための情報教育を推進します。  ※「メディア・リテラシー」とは、情報を評価し読み解き発信する能力のことです。	学校教育課

#### (2) 社会教育における男女共生についての学習の推進

男女が生涯を通じて対等なパートナーシップを育めるよう、人権の尊重、男女の相互理解や相 互協力などについての学習機会の充実をはかります。

施策•事業	実施内容	担当課
①生涯を通じた学習の推進	市民サービスセンターや児童館などで、仲間との出会いや語り、交流を通じた情報交換の場を充実させるとともに、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた学びの機会を提供します。	生活総務課 市民サービスセンター 長寿福祉課 子ども育成課 生涯学習室
②学びの支援体制と情報 提供・相談体制の充実	多くの市民が男女共生の視点に立った学習ができるよう、民間や市民活動団体、行政などで開催する各種学習の情報提供や情報収集、学習相談、情報交換の各機能を有する情報提供ネットワークサービス「学びの総合窓口」の充実をはかります。また、市民に幅広く男女共生意識が浸透するよう、SNSを活用した情報提供を行い、メディアの表現によって人権が侵害されることのないよう、情報の適正な活用を促す取り組みを進めます。	生活総務課生涯学習室
③有害環境の浄化活動の 推進	青少年に有害な図書、DVD等の販売状況の調査や情報収集を行うとともに、関係機関・団体との連携をはかりながら、環境の浄化につとめます。	子ども未来センター



## みんなの人権が尊重され、 健康で心豊かに生きることができるまち

#### 1 人権の尊重、生命や家族を大切にする意識の醸成

男女共生社会は、誰もが生まれながらにして持つ、人としての権利が守られ、互いが互いを尊重する、人権の尊重を基盤としています。

人権意識を育む学習機会の充実とともに、偏見や差別などの人権侵害への相談体制の整備を 通じて、人権の尊重、生命や家族を大切にする意識の醸成をめざします。

#### (1)人権教育の推進

学校教育や社会教育における人権教育を推進するとともに、社会性を培い、人権意識を育む家庭の教育力向上に取り組みます。

施策•事業	実施内容	担当課
①学校教育における 人権教育の充実	一人ひとりがお互いの人権を尊重し、対等・平等な 男女共生意識を育んでいけるよう、学校教育の「心の 教育」において人権教育の充実をはかります。	学校教育課
②社会教育における 学びの機会の充実	人が社会的に自立していく力を養う基礎は家庭生活 にあることから、社会教育における家庭の教育力向上の ため、学びの機会の充実をはかります。	生活総務課 生涯学習室 市民サービスセンター
③人権の大切さを学 ぶ機会の充実	学校教育や社会教育の場で学んだことを実践できるよう、保育体験や両親学級などを通じて生命の尊重や 家族を大切にする意識を高めます。	生活総務課 子ども育成課 子ども健康課

#### (2)性的指向(※1)・性自認(※2)への理解の推進

性的指向や性自認に対する社会的偏見や差別をなくすための理解推進に取り組み、多様性を認めあう人権意識の啓発を進めます。

※1「性的指向」とは、どのような性別を恋愛や性愛の対象とするのかということです。 ※2「性自認」とは、自分の性別をどう認識しているかということです。

施策•事業	実施内容	担当課
①多様性に対する理 解の推進	LGBTQ(※1)など性的少数者(※2)を対象とした「秋田市パートナーシップ宣誓制度」の周知をはかるともに、関係団体と連携し、性的指向や性自認に対する社会的偏見や差別をなくすための取り組みを進めます。	
	※1「LGBTQ」とは、L(レズビアン=女性の同性愛者)、G(ゲイ=男性の同性愛者)、B(パイセクシュアル=両性愛者)、T(トランスジェンダー=生まれた時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人)、Q(クエスチョニング=性的指向や性自認が明確でない人、定義づけしたくないなど、クィア=「奇妙な、独自の」という意味の言葉で、性的少数者の総称の1つ)	生活総務課
	※2「性的少数者」とは、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーやその他多様な性的指向や性自認を持つ人	
②学校教育における 理解の推進	性の多様性に関する理解を深め、支援体制の充実がはかられるよう、教職員等の研修の充実につとめます。	教育研究所

#### (3) 相談機能の充実と関係機関との連携強化

夫婦関係や人間関係、差別、経済的な問題など、一人ひとりの悩みにあわせた相談にきめ細かく対応できるよう、相談体制の充実と、関係機関とのさらなる連携の強化をはかります。

施策•事業	実施内容	担当課
①複合的な問題に対 応できる相談しや すい体制の確保	悩みや困難を抱えた市民の状況にあわせて、電話、 来所、訪問など、相談しやすい体制の確保につとめると ともに、ケース検討会の開催など専門機関との連携を深 め、問題解決につながるよう支援します。 また、性的指向や性自認に関する相談について、関係 機関との連携をはかります。 さまざまな機会を通じて各種相談窓口の一層の周知をは かります。	生活総務課 市民相談センター 福祉総務課 子ども未来センター 健康管理課

#### (4)生活上の困難を抱える世帯への支援

生活上の困難を抱える世帯のニーズにあわせて、生活や就業について必要な支援や情報提供などを行います。

施策・事業	実施内容	担当課
①生活上の困難を抱 える世帯への支援	生活上の困難を抱える世帯の自立促進のため、それぞれの家庭の状況に応じて、就労への支援や経済的支援を総合的に行うほか、子どもの貧困対策を進めるため、関係機関などと連携をはかるとともに、ヤングケアラー(※)とされる子どもの把握につとめ、支援につなげます。また、ひとり親家庭への支援のために就業・自立支援プログラムの策定につとめるなど、家庭環境の向上をはかります。 さらに、生活困窮世帯の中学3年生を対象に、高校進学を支援するための学習指導を行うほか、所得に応じた保育所や幼稚園などの保育料の負担軽減や、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者の負担軽減などの支援を行います。  ※「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。	福祉総務課 子ども総務課 子ども育成課 学事課 子ども未来センター



LGBTQの象徴である6色の「レインボーフラッグ」と秋田市の木「けやき」をモチーフにしたマークです。このマークは、秋田市パートナーシップ証明カードなどに使用しています。

## ② 心身の健康や性への配慮

毎日の社会生活を充実したものにするためには、体と心の健康が大切です。

そのためには、一人ひとりの健康状態に応じた適切な自己管理を行える環境を整えるとともに、男女の健康上の問題が異なることを理解し、お互いを認めあい気遣いあうことが大切です。

女性のみならず男性にとっても、母性の社会的役割や重要性を理解することは、とても大切なことです。特に女性にとって妊娠、出産、育児における健康の確保は重要であり、周囲の適切な支援や情報提供が必要となります。また、暴力や虐待などにより女性の心身の健康や人権が脅かされることをなくす取り組みも重要です。

#### (1) 生涯を通じた健康づくりの推進

誰もが生涯を通じて心身ともに健康でいられるよう、健康教育や生涯スポーツなどを通じた健康づくりを推進します。

施策・事業	実施內容	担当課
①健康教育や相談、 健康診査等の充実	乳幼児から高齢者まで、男女がともに生涯にわたり健康を保つため、それぞれの性別やライフステージにあわせて健康教育や各種相談、情報提供などの充実をはかります。 また、疾病や生活習慣病、性感染症・エイズ予防対策のため、健康診査や各種検診などの充実をはかるとともに、がんなど重篤な病気とともに生きる方の社会参加と療養生活の質の向上を支援するほか、感染症の適切な情報提供と防疫体制の整備につとめます。	特定健診課 保健総務課 保健予防課 健康管理課 子ども健康課
②生涯スポーツの推進による体力づくり	市民の誰もが、生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりのため、「はずむスポーツ都市推進事業」(※)の充実をはかります。  ※「はずむスポーツ都市推進事業」とは、幅広い世代の人たちが健康づくりに取り組めるイベントや講習会などを実施し「第4次秋田市スポーツ振興マスタープラン」の推進をはかるための事業です。	スポーツ振興課
③食育の推進	望ましい食習慣を身につけ、安心して子育てできるよう、妊婦や乳幼児とその保護者を対象に食事指導や個別相談などを行います。 また、児童生徒の心身の健康増進をはかるとともに、豊かな人間性を育むため、望ましい食習慣の指導をはじめとする食育の推進につとめます。	子ども健康課 学校教育課
④こころの健康づくり	こころの健康づくりの普及啓発を進めるとともに、悩みや不安を一人で抱え込んでこころの健康状態を崩すことがないよう、相談体制の整備や窓口の周知、関係機関の連携強化につとめます。	健康管理課 学校教育課

#### (2)女性の健康維持と増進

妊娠、出産、育児をはじめとして、女性がライフステージに応じ、適切に健康の維持、増進ができる支援体制の充実につとめます。

施策•事業	実施内容	担当課
①女性の健康についての理解と啓発	女性が総合的な健康づくりに取り組めるよう、食事や運動の講話や実技指導を行うとともに、母性についての社会的役割や重要性についての学習機会の充実をはかり「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(※)の理解と啓発につとめます。 ※「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」とは、性と生殖に関する「健康」と「権利」のことです。健康としては「安全な出産」などが、権利としては「子どもを産むかどうか、産むとすればいつ、何人までを産むかを決定する自由」、「性・生殖に関する適切な情報とサービスを得られる権利」などがあげられます。	保健予防課 子ども健康課
②母性保護と母子 保健の充実	安心して妊娠、出産、育児ができる環境づくりのため、秋田市版ネウボラ(※)や健康教育、訪問指導の充実、不妊に悩む方への支援のほか、妊産婦健康診査や乳幼児健康診査などの周知をはかります。 また、市立秋田総合病院と連携し、仕事のため日中に検診をうけることができない方などに、夕暮れ乳がん・子宮頸がん検診の周知をはかります。  ※「秋田市版ネウボラ」とは、妊娠届や転入時に母子保健コーディネーター(助産師)が全ての妊婦と面接を行い、必要に応じて支援プランを作成して関係機関と連携しながら、継続的な支援を行うものです。	生活総務課 子ども健康課

#### (3) 虐待や暴力の根絶

あらゆる虐待や暴力、人権侵害の根絶をめざし、防止対策や被害者保護の充実につとめます。

めらゆる虐付や暴力、人惟伎吉の依絶をめさし、防止対束や依吉有休護の允美につとめます。		
施策•事業	実施內容	担当課
①あらゆるハラスメ ントや暴力の防 止対策と被害者 保護の充実	セクシュアル・ハラスメント(※1)をはじめとしたあらゆるハラスメントやドメスティック・バイオレンス(※2)、ストーカー行為(※3)が犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であることについて、社会の共通認識になるように、関係機関との連携のもと、情報提供や相談体制の充実につとめます。また、ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為の被害者の住所情報の保護、緊急一時的な避難や保護が必要な場合も含め、適切に対応できるよう、関係機関との連携をはかります。  ※1「セクシュアル・ハラスメント」とは、「性的いやがらせ」のことで、就労や就学の場などで、相手方の意に反する性的な発言や行動によって、相手方に不快感や苦痛感を与えることです。  ※2「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者や恋人というような親密な関係にあるパートナーからの暴力のことをいいます。  ※3「ストーカー行為」とは、特定の者やその家族などに対して、恋愛や怨恨の感情を充足するため、つきまといや待ち伏せ、電話やメールなどを反復して行う行為のことをいいます。	人事課 生活総務課 市民課 子ども未来センター 企業立地雇用課
②児童虐待の防止 対策および被害 者保護の充実	児童虐待が、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であることについて、社会の共通認識になるように、関係機関との連携のもと、情報提供や相談体制の充実につとめます。 また、要保護児童対策地域協議会を活用し、児童虐待の早期発見・早期対応をはかるとともに、各種イベントなどを通じ、市民などに対して虐待防止の啓発につとめます。	子ども未来センター



# みんなが個性と能力を発揮する多様性に富んだ活力あるまち(秋田市女性活躍推進計画)

#### 🚺 あらゆる分野における女性の活躍推進

男女共生社会を実現するためには、政治、経済、文化など社会の幅広い分野で男女が等しく参画することが重要です。

しかし、実際は、政策·方針決定の場における女性の参画率が低いなど、男女が等しく参画することができていない状況にあります。

男女双方の多様な意見が反映される社会を実現するために、あらゆる分野における女性の活躍を推進するとともに、意思決定の場に女性が参画する機会の拡充に取り組みます。

#### (1)政策・方針決定の場への女性の参画推進

知識や能力を備えた女性が、その能力を十分に発揮できるよう、政策や方針決定の場への女性の参画機会の拡充に取り組みます。

施策・事業	実施内容	担当課
①女性の人材の育成	幅広い知識、技能習得のための学びの機会や情報、活動・交流の機会を提供し、女性の人材の育成および活躍を推進します。 また、各分野で活動している女性を審議会などの委員候補として「女性人材リスト」に登録するなど、人材情報の充実につとめます。	生活総務課
②多様な選択を可能にす る学びの機会の充実	女性の社会参画を推進するため、教育や生活、防災などの地域課題をテーマにした講座を開催するほか、市民が自ら企画立案する講座に助成するなど、多様な選択を可能にする学びの機会の充実をはかります。	生活総務課
③企業・各種団体などに おける女性の参画推進	イベントの開催や情報提供を通じて、女性の活躍 推進に関する意識の醸成をはかるなど、企業や各種 団体などにおける女性の参画を推進します。	生活総務課
④女性管理職の登用拡大	人材育成講座などを通じて、キャリアアップやネットワークづくりの機会を提供し、企業などにおける女性管理職の登用拡大を進めます。 また、本市職員の意識改革やキャリア形成のための研修などを通じて、市役所における女性管理職の登用拡大を進めます。	人事課 生活総務課 企業立地雇用課
⑤女性の公職参画の拡大	本市の各種審議会などにおける女性の参画を推進し、女性委員の割合が50%に近づくよう、関係課所室に働きかけるとともに、女性人材リストによる情報提供を進めます。	生活総務課

## 2 ワーク・ライフ・バランスの実現のための職場環境の向上

誰もが性別により差別されることなく、能力を十分に発揮することができる雇用環境を整備することは、男女共生社会の実現に極めて重要です。

性別にとらわれない採用・配置・昇進を一層進めるため、女性活躍推進法をはじめとした各種 法律・制度の周知徹底をはかるとともに、多様で柔軟な働き方の支援、環境整備を進めます。

#### (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の改善

誰もが、性別や年齢により差別されることなく、能力を十分に発揮して働くことができるよう、 男女の雇用機会均等と待遇の改善の促進をはかります。

施策・事業	実施内容	担当課	
①女性活躍推進の視点に 立った法律・制度の普 及徹底と利用促進	職場における女性の活躍を推進するため、女性 活躍推進法や男女雇用機会均等法、労働基準法な どの周知を徹底します。 また、事業所としての本市が率先して旧姓使用を 推進するほか、女性活躍推進法に基づく認定制度な ど各種制度の利用促進をはかります。	人事課 生活総務課 企業立地雇用課	
②働きやすい職場環境の整備	女性が働きやすい職場づくりに取り組む企業に対し、就労環境の整備に係る費用を助成します。また、非正規社員を正社員に転換した企業に対して支援するほか、新入社員の早期離職を抑制するためのセミナーを開催するなど働きやすい職場環境の整備を進めます。また、性別などにより差別されることなく、働きやすい職場環境づくりを進めます。	企業立地雇用課 生活総務課	
③女性家族従事者の環境 向上の促進	農家民宿や農家レストランなど6次産業化への取り組みに女性農業従事者の参画を促し、多様な視点から農業の多角化を進め、農村地域における所得や雇用の増大をはかります。 また、経営に携わる家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、それぞれの章欲と能力が十分に発揮で		

#### (2)多様で柔軟な働き方を可能にする労働環境の整備

誰もが能力を十分に発揮することができるよう、自身の生活状況などに合わせた多様で柔軟な 働き方を選択し、それを可能にする労働環境の整備を促します。

施策・事業	実施内容	担当課
①パートタイム労働法を はじめとする法律・ 制度の普及徹底と利 用促進	男女を問わず、すべての勤労者が安心して仕事と家庭の両立ができるように、パートタイム労働法(※1)や労働者派遣法(※2)などの周知徹底をはかるとともに、各種制度の利用を促進します。  ※1「パートタイム労働法」とは、正式名称は、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」です。この法律では、短時間労働者の適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上に関する措置などについて定められています。  ※2「労働者派遣法」とは、正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」です。この法律では、派遣労働者の雇用の安定などを目的として、労働者派遣事業の適正な運営の確保、派遣労働者の保護などに関することが定められています。	企業立地雇用課
②就業援助・資格取得などへの支援	多様で柔軟な働き方や再就職を後押しする講座の開催などにより、出産や育児などで仕事を離れた女性の再就職を支援します。 また、求職者の就職や非正規雇用者の正規雇用転換、正規雇用者のキャリアアップなどに役立つ資格等の取得に対する支援を行います。	生活総務課企業立地雇用課
③求人情報の提供と専 門機関との連携	求職者が希望する職業に就けるように、ハローワーク、あきた就職活動支援センターや高齢・障害・求職者雇用支援機構などの関係機関と連携し、求人情報の提供につとめます。 また、雇用や労働に関するさまざまな問題に対応するため、専門機関との連携をはかります。	企業立地雇用課
④起業家への支援	あきた企業活性化センターなどの関係機関と連携して 総合的な相談体制を整えるほか、創業支援施設「チャレンジオフィスあきた」での入居者支援や専門家による創 起業家への支援 を行います。 また、市内で法人を設立して新たな事業を開始しようと する方に対して必要経費を補助します。	

#### (3)仕事と子育て・介護などの両立

誰もが性別にかかわらず、仕事と家庭生活が両立できるよう、子育て支援制度および介護サービスの充実、利用促進をはかります。

施策・事業	実施內容	担当課
①育児・介護休業法を はじめとする法律・制 度の普及徹底と利用 促進	男女を問わず、すべての市民が安心して仕事と家庭の両立ができるよう、育児・介護休業法などの周知徹底をはかるとともに、育児・介護休業制度や短時間勤務制度などの利用促進をはかります。 また、仕事と子育で・介護などの両立を支援するため、保育所、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター、介護サービスなどの制度の充実および利用促進をはかります。	介護保険課 子ども育成課 施設指導室 子ども未来センター 企業立地雇用課
②ワーク・ライフ・バラン スの推進	仕事と育児の両立支援に取り組む企業を「秋田市元気な子どものまちづくり企業」として認定・表彰するほか、秋田市版イクボス宣言プロジェクト(※)などの取り組みを通じて、ワーク・ライフ・バランスを推進します。また、男女がともに仕事と子育て・介護などを両立できるよう、講座の開催やパネル展示などによる意識啓発を進めます。  ※「秋田市版イクボス宣言プロジェクト」とは、仕事と子育ての両立など、ワーク・ライフ・バランスをとりながら働くことに理解がある上司=イクボスを普及し、子どもを安心して生み育てられる労働環境の整備につなげる秋田市のプロジェクトです。	生活総務課 子ども総務課

## ③ 誰もが安心して働くことができる生活環境の整備

男女共生社会は、人生の各段階に応じて、生きがいや充実感を持って仕事や家庭・地域生活における役割や責任を担い、多様な生き方が選択できる社会です。

その実現のために、誰もが安心して働くことができる生活環境の整備に取り組みます。

#### (1)生活上の困難を抱える世帯への支援(再掲)

生活上の困難を抱える世帯のニーズにあわせて、生活や就業について必要な支援や情報提供などを行います。

施策•事業	実施内容	担当課
①生活上の困難を 抱える世帯への 支援	生活上の困難を抱える世帯の自立促進のため、それぞれの家庭の状況に応じて、就労への支援や経済的支援を総合的に行うほか、子どもの貧困対策を進めるため関係機関などと連携をはかるとともに、ヤングケアラー(※)とされる子どもの把握につとめ、支援につなげます。また、ひとり親家庭への支援のために就業・自立支援プログラムの策定につとめるなど、家庭環境の向上をはかります。 さらに、生活困窮世帯の中学3年生を対象に、高校進学を支援するための学習指導を行うほか、所得に応じた保育所や幼稚園などの保育料の負担軽減や、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者の負担軽減などの支援を行います。  ※「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。	福祉総務課 子ども総務課 子ども育成課 学事課 子ども未来センター



## 誰もが自分らしく暮らすことができ、 みんなで支えあうまち

## 1 自律と支えあいによる人生の質の向上

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく暮らすことができる成熟したまちづくりを実現するためには、お互いを気遣いあい、多様性を受け入れることが大切です。

性別や年齢、職業、身体状況、国籍などをこえて市民が集い、自助・共助による支えあいにより、 心豊かな人生を送ることができる環境の整備に取り組みます。

#### (1)地域福祉の充実

人口減少·少子高齢化が進行する中で、すべての市民が、地域で安心して暮らしていけるよう、 ともに支えあい、助けあう地域づくりを推進します。

施策•事業	実施内容	担当課
①地域福祉の推進	地域福祉活動の推進のために、ひとり暮らし高齢者などの孤立予防および災害時要援護者の避難支援などの地域で支えあう体制づくりをはじめ、地域住民の福祉活動やボランティア活動などを促進します。	福祉総務課
②エイジフレンドリーシティ の推進	高齢者がいきいきと活躍でき、活力ある健康長寿社会をめざし、「エイジフレンドリーシティ(※)の実現」に取り組みます。 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、セミナー開催や通信の発行などを通じた意識啓発、高齢者の活躍・生きがいづくり、住民主体によるコミュニティ活動の推進、産学官民一体の共創体制の推進をはかります。  ※「エイジフレンドリーシティ」とは、世界保健機関(WHO)で提唱されたプロジェクトで「高齢者にやさしい都市」という意味です。高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活し、社会参加・社会参画しやすい環境づくりをめざし、バリアフリー化や都市生活の利便性向上をはかるために本市の構想として第14次秋田市総合計画に掲げています。	長寿福祉課

#### (2)社会福祉の充実

医療、保健、福祉各分野の連携を強化し、社会福祉サービスの充実をはかります。

施策•事業	実施内容	担当課
①児童福祉の充実	すべての子どもが健やかに育つことができるよう、 地域における子育て支援体制の整備や医療費の助 成を行うなど、子育て家庭に対する支援の充実をは かります。	子ども総務課 子ども未来センター
②障がい者福祉の充実	障がい者が地域のなかで安心して生活できるよう、 サービス提供体制を整備するとともに、一人ひとりの 個性や能力を社会の中で発揮できるよう、社会参加 を促進します。	障がい福祉課 健康管理課
高齢者が地域のなかで安心して生活できるよ サービス提供体制を整備するとともに、一人ひと! 自立し、自らの能力を活かして積極的に社会にな わることができるよう、社会参加を促進します。		長寿福祉課

#### (3)安全・安心・快適な毎日の実現

すべての市民が、安全・安心・快適に暮らしていけるよう、生活環境の整備に取り組みます。

施策・事業	実施内容	担当課
①消防・救急体制の充実	防火対策を進めるために、消防団や自主防災組織などの組織強化を推進し、連携強化につとめるとともに、女性消防団員の加入および育成を推進するなど、多様な担い手による組織の充実につとめます。また、効率的な救急体制を構築するために、救急車の適正利用意識の啓発を進めながら、市民による応急手当が日常的に実践される社会の形成をはかります。	消防本部警防課 消防本部救急課
②危機管理体制の確立	市民相互の助けあいにより災害における被害を軽減するため、地域防災力の強化をめざして研修会や資機材の助成を行うなど、自主防災組織(※)の育成をはかります。 また、災害時に避難の支援が必要な障がい者や高齢者の情報を的確に自主防災組織などに提供し、安全の確保につとめるとともに、関係団体との連携によりボランティアの受入体制を整備します。  ※「自主防災組織」とは、地域の防災力を最大限に発揮するため、平時における防災知識の普及や防災訓練の実施および災害発生時における情報の収集・伝達や避難誘導、被災住民の救出・救護などの自主的な防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするためにつくられる組織です。	防災安全対策課 市民サービスセンター 福祉総務課 障がい福祉課 長寿福祉課
③健全な消費の確保	市民の消費生活の安定と向上のため、消費者教育や啓発を充実させるとともに、消費者トラブルを早期かつ迅速に解決するため、相談体制の充実・強化につとめます。	市民相談センター学校教育課

## ② 市民協働によるまちづくり

市民活動団体やボランティア、地域の住民など、市民が当事者として主体的に関わっていくまちづくりを進めます。

そのため、特定の性別や年齢に偏ることなく多様な市民の参画による市民協働が推進されるようつとめます。

#### (1)市民の主体的な活動の実現

地域づくり組織や市民活動・地域(自治)活動への支援などにより市民の主体的な活動の促進をはかります。

施策•事業	実施内容	担当課
①地域づくり組織の 支援	市と市民が連携して、地域の個性や特色を活かした魅力ある地域づくりを展開できるよう、地域づくり組織(※)などの活動を支援します。  ※「地域づくり組織」とは、市民の意見を集約し、これを行政施策に反映させるとともに、地域の市民と市の協働によるまちづくり活動の提案などを行う組織です。	市民サービスセンター
②自治活動の支援	地域自治活動の振興と住民の市政への参画をはかるため、地域自治活動の拠点であるコミュニティ施設の整備・充実につとめるとともに、地域団体による指定管理者制度の導入を進めます。 市民サービスセンターにおける情報提供・発信などの地域支援活動や地域づくり交付金により、地域住民で構成される町内会などが住みよいまちづくりをめざす主体的な活動に取り組むことで、さらなる地域の活性化がはかられるよう支援します。 町内会に対し、防犯灯電気料や活動費の助成、集会施設の整備などの補助・貸付けを行うほか、地域の課題解決をめざす取り組みへの地域づくり交付金の交付など、自治活動への支援を行います。	生活総務課市民サービスセンター
③市民活動の育成・ 支援	市民活動の育成・支援をはかるため、市民交流サロンにおける情報提供・発信、交流企画、活動支援講座、市民活動支援アドバイザーによる支援などの一層の充実をはかり、市民活動団体、学生、ボランティアなどによる実践を重ねながら、公共を支える存在へと発展するよう支援します。	中央市民サービスセンター

#### (2)国際理解と国際交流の推進

人種や国籍、文化などの違いをこえて多様性を認めあう意識を醸成するとともに、国際的な動向を把握し、世界の動きを見据えた男女共生の推進をめざします。

施策•事業	施策・事業実施内容	
①多文化の理解と共生の 推進	多様な文化をもつ住民が、相互理解を深めながら、地域の一員として暮らしていくため、外国人住民への日本語学習やコミュニケーションの支援などを行うとともに、多文化共生に関する市民意識の醸成をはかります。	企画調整課 生活総務課
②男女共生の国際的水 準の把握と達成に向け た取り組みの推進	国連を中心として展開される、女子差別撤廃条約 などをはじめとする国際条約や各種の国際的な規 範・基準の内容を遵守し、その達成に向けた取り組 みを推進します。	生活総務課

## 重点取組事項

		指標	現状値	目標値	担当課
基本目標	性別によって役割が決 まることのない、みんな がいきいきと共生でき るまち	男は外で働き、女は家庭を守るべきであるという考え方 (出典:令和3年度男女共生と多様性に関する市民生活調査)	反対派 62.6%	反対派 70.0% (令和9年度)	生活総務課
信 1		社会教育事業参加者数	24,432人	53,199人	生涯学習室
基本目標2	みんなの人権が尊重され、健康で心豊かに生き ることができるまち	成人の週1回以上のスポー ツ実施率	58.6%	65.0%	スポーツ振興課
	基 みんなが個性と能力を 発揮する多様性に富ん に活力あるまち	審議会等の女性の公職参画 率	30.8%	50.0%	生活総務課
本 目標		女性委員がいない審議会の 数	17審議会	0	生活総務課
3	<秋田市女性活躍推進計画>	アンダー40正社員化促進 事業における正規雇用転 換者数	1,621人	2,000人	企業立地 雇用課
基本目標4	誰もが自分らしく暮ら すことができ、みんなで 支えあうまち	災害時要援護者の個別避難 支援プラン作成件数	1,512件	2,700件	福祉総務課
		市民交流サロンの講座参加 者数	381人	473人	中央市民 サービス センター

出典:第14次秋田市総合計画(令和3~7年度)